

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

福島県告示第八百十号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十二月十二日から令和八年一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
リンクスクエア八山田五丁目 福島県郡山市八山田五丁目二百三十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 废棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。

2 防犯対策への協力

事業者及び土地所有者等は、郡山市安全で安心なまちづくり条例の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

3 騒音の発生に係る事項

(一) 原動機の定格出力が七・五キロワット以上の送風機又は冷凍機を設置する場合、騒音規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき事前の届出が必要である。

(二) 届出（規制）対象外の施設であつても、騒音により周辺住民の生活環境に被害を及ぼすことのないよう、施設の設置場所や騒音の低減について配慮すること。

(三) 駐車場の利用者に対してもアイドリングストップを周知し、騒音に係る周辺住環境への影響の低減に努めること。

4 废棄物に係る事項等

(一) 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

(二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴つて生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

(三) 街並みづくり等への配慮等

(一) 敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になる。

(二) 次に挙げる行為のいずれかを行ふ場合は、郡山市景観づくり条例に基づく大規模行為の届出が必要になる。また、※に該当する場合は、事前協議が必要になる。

ア 面積が三千平方メートル若しくは高さ五メートルかつ長さ十メートルを超える法面が生じるような土地の区画形質の変更。

24の2	番号	公印の名称	印影	公印管理者
福島県現金取扱員印（農業短期大学校用）		7.12.22	印影	福島県知事 内堀 雅雄
農業総合センター農業短期大学校の福島県現金取扱員				

（文書法務課）

福島県告示第八百十号

公印を次のように改刻し、令和七年十二月二十二日その使用を開始する。

令和七年十二月二十二日

職印

告示

告示

目次

- 公印を改刻しその使用を開始する件
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件

五〇 五九 五八 五七

イ 高さが十三メートルを超える若しくは表示面積が百平方メートルを超える広告物の設置。

ウ 建築物の高さが十三メートルを超えるまたは建築面積が千平方メートルを超えるもの。

※ 建築物の高さが三十一メートルを超えるまたは延べ面積が一万五千平方メートルを超えるもの。

※ 広告物の高さが三十一メートルを超えるもの。

6 その他

(一) 店舗敷地は市街化区域内にあり、面積が二千平方メートル以上。

市街化区域内において、二千平方メートル以上の一团の土地の売買など所有権等の移転を伴う契約をする場合、権利取得者（売買の場合は買主）は、契約を締結した日から二週間以内に国土利用計画法に基づく土地売買等届出を行う必要がある。

(二) 令和七年七月十四日に周辺住民から通報のあった本計画地西側市道（八山田五丁目一号線）の路面クラックについて、復旧及び今後同様の損傷が生じないよう対策をした上で施工を進めること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

法第八条第二項の規定により述べられた意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十二月十二日から令和八年一月十二日まで福島県商工労働部産業振興室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて総覽に供する。

令和七年十二月十二日

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
　　薬王堂南相馬鹿島店　福島県南相馬市鹿島区寺内字東前田四十二ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
　　意見なし

(商業まちづくり課)

公 告

公告第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

令和七年十二月十二日

福島県知事　内堀雅雄

土地改良区の名称

表郷土地改良区

退任した役員

氏名

悦夫

与志榮

武

重夫

隆一

伸一

芳賀

久夫

信三

文夫

嘉雄

文夫

友幸

洋

公夫

富士夫

信雄

光一

角田

近藤

信雄

橋本

信一

藤田

芳賀

伸一

鈴木

信雄

吉田

信一

大竹

信一

角田

信一

田子

信一

根

信一

穂積

信一

田子

信一

鈴木

信一

近藤

信一

鈴木

信一

吉田

信一

住所
白河市表郷下羽原字五輪割八〇番地
同市表郷八幡字宿前四番地
同市表郷内松字作田二三番地
同市表郷中寺字屋敷二五番地
同市表郷番沢字里見三九番地
同市表郷高木字六斗蒔二四番地
同市表郷小松字上高萩一五二番地
同市表郷金山字犬神一七番地
市表郷金山字百目木二〇番地
市表郷梁森字石崎一二三番地
市表郷深渡戸字森前五九番地
市表郷河東田字天王下八八番地
市表郷内松字五斗蒔八三番地

同 同

橋 高 橋
本

光 章 夫

同 同

市表郷金山字竹ノ内一〇三番地一
市表郷染森字栗口四二番地一

(農村計画課)